令和4年8月30日 行政経営改革推進本部会議

開催日時 令和4年8月30日(火) 午前10時05分から午前10時20分まで

開催場所 全員協議会室

出 席 者 辻川副市長、山本副市長、教育長、総合政策部長、総合政策部理事(経営·DX戦略担当)、

危機管理監、総務部長兼法令遵守監、まちづくり協働部総括副部長(まちづくり協働部長代理)、環境経済部長、健康福祉部長、健康福祉部理事(健幸都市づくり・地域共生社会推進担当)、子ども未来部長、都市計画部長、技監、建設部長、建設部理事(プール整備・草津川跡地整備担当)、建設部理事(住宅担当)、上下水道部長、教育部長、教育部理事(学校教育担当)、議会事務局長

欠席者 なし

議事概要 下記のとおり

1 協議事項

・(仮称)草津市PPP/PFI優先的検討規程の策定について

【資料1、2、3】

【経営戦略課長より資料に基づき説明】

- ・策定の概要は【資料1】のとおり。「草津市公共施設等総合管理計画」および「草津市行政経営改革プラン」で掲げるアクション・プラン「公民連携手法の活用」に基づき、内閣府の支援受けながら「PPP/PFI優先的検討規程」を策定しようとするもの。
- ・人口10万人以上の地方公共団体は、令和5年度末までに規程を策定するよう国から要請されている。
- ・規程では、対象となる事業について、従来手法よりも効率的・効果的な実施手法(PPP/PFI)がないか検討することを原則とし、国の指針に基づき、①総額10億円以上の建設、製造または改修事業、②単年度事業費1億円以上の維持管理運営事業を基準としつつ、基準に該当しない事業でも、明らかに民間事業者の参入が見込まれる場合や、他の自治体における事例等があり、PPP/PFIの効果が期待できる場合は、導入の検討を行う方向性で整理していきたいと考えている。
- ・【資料2】は、対象事業の考え方について、国の指針(抜粋)と、先進的に規程を策定している人口10万人以上(20万人未満)の都市の状況を整理したもの。ほとんどの自治体が、国の指針どおりの基準としている。
- ・幹事会でいただいた意見等は【資料3】のとおり。12月定例会において議会への説明を予定している。

【主な質疑・意見】

特になし

2 その他

・「使用料・手数料等の全庁的な見直し」については、令和5年4月からの新料金施行に向けて、各課との調整・理事者協議等を経たところである。別途、内示させていただくので、各課が所管される使用料等のうち、11月定例会において議案の手続が必要なものについては、対応をお願いしたい。

なお、11月上旬の全員協議会で全体概要の説明を行う予定をしており、関係部長級の方については、 別途、出席の依頼をさせていただく。

概要作成担当 草津市 総合政策部 経営戦略課 行政経営係

電話 077-561-6544

メール keiei@city.kusatsu.lg.jp